

名古屋市港区
区長
岩田 隆様

港区学童保育連絡協議
会長 小林 由佳
《事務局》中川学童保育所
Tel 651-5196

学童保育に関する懇談のお願いと要望書

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

日頃は、私たち学童保育関係者に対してご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

名古屋市の学童保育助成制度は、私たちがこれまで長年にわたり、名古屋市行政との懇談会や議会への働きかけ等を積み重ねて、要望を粘り強く訴える中、僅かながら前進してきました。

これは、毎年開いていただいている区との懇談会が確実に反映されているものと感謝いたしております。

現在、学童保育の数は、全国的に増加してきておりますが、しかしながら利用者の実態や要求にあった制度にはまだまだ不十分といわざるを得ません。

この名古屋市においても、必要としている留守家庭児童が一人でも多く学童保育で安心した生活が送れるように、学童保育施策を充実させていくことが緊急課題となるよう強く要望します。

また、現在 国や名古屋市が示す基準が、各学童の努力目標だけになるのではなく、市が学童保育に全面的に責任をもつための布石となることを強く願うものです。

私たちは学童保育事業を行うにあたって、共働き家庭、母子・父子家庭等の子どもの生活と親の働く権利を守るため、以下の条件が最低必要であると考えます。

- ①共働き、母子・父子家庭等の希望する子どもが全員入所でき、学童保育所に安全に通えるよう、小学校区に一つ以上の学童保育があること。
- ②子どもたちが放課後の生活を健康かつ安全に送ることができる基準を持ち、基準に適した施設と設備を備えること。
- ③開所日および開所時間は父母の労働実態に見合うこと。
- ④指導員は専任・常勤とし、子どもの安全が確保できるよう人数にかかわらず、常時複数体制とすること。
- ⑤指導員の勤務時間には、保育にかかわる準備・研修時間を含めること。

これらを基本とし、以下名古屋市への上申事項、区への要望事項をまとめて提出させていただきます。つきましては、その要望に対するご回答を受けながら、学童保育の充実にむけた懇談の場をお願いする次第です。

尚、懇談の場でより踏み込んだ協議ができるよう、要望項目に応じた関係担当課の方が同席していただくことも含めて、お願いいたします。

敬具

記

○懇談日：2014年11月14日（金）午後7時～

○内 容：2014年度港区学童保育連絡協議会

「学童保育の充実を求める要望書」に関わる懇談

尚、別紙要望書各項目については、お手数ですが事前に文書でのご回答をお願いいたします。

2014年度港区一懇談会—具体的要望事項

1. 以下の項目について区として名古屋市に上申して下さい。

(1) 現行助成要綱について、以下の項目の改善を要望します。

- ① 名古屋市の学童保育所への助成制度は「国基準」としながら、実質は国の前年度の基準で予算が執行されています。2015年度からは1年遅れとせず、国の当年度の基準で助成をしてください。
- ② 児童の人数に関わらず、複数の指導員が配置でき、その後、人数枠に応じて指導員1名を加配できる助成制度にして下さい。
- ③ 20人から35人枠の助成金額を大幅に上げて下さい。
*「児童数20人～35人」の学童保育所に対する助成額が低すぎます。
「児童数36人～45人」に近づけるよう増額してください。
- ④ 年度途中で補助金が減ることのないよう猶予措置を設けて下さい。
- ⑤ 家賃補助を実態に即して増額してください。
*その補助額は各学童が負担している実態とはかけ離れています。
《参考》区内の家賃実態—高木神宮寺学童 110,000円（区連協加盟学童）
- ⑥ 保育指導の計画・打ち合わせ・教材研究・研修・父母との連絡・おやつを用意などの午前中の指導員勤務を保育準備時間と認め、それに見合った補助をして下さい。
- ⑦ しょうがい児受け入れにあたっては、受け入れ一人ごとに一人分の指導員加配ができるよう、実態にあった補助金にして下さい。
- ⑧ ひとり親家庭への助成金を学童保育所が行う保育料減免の全額まで増額してください。

(2) 施設維持、改善について以下の項目を要望します。

- ① 施設確保のため、公有地に施設が設置できるようにしてください。
そのために、各学区に所在する公有地（空き地）を開示してください。
- ② 施設確保のため、土地や建物の契約の際、市が契約当事者になり、育成会に無償貸与して下さい。
- ③ 学童プレハブ施設を人数に応じてスペース確保ができるよう、改善して下さい。
- ④ 学童施設を定期的に点検し、地震に対する施設の安全性の確保をしつつ、空調設備を整えるとともに施設管理費（修繕費用等）を必要に応じて援助して下さい。
- ⑤ 現状の業務用のプレハブは子どもたちの生活の場として適切とは言えません。
住居用に切り替えてください。

(3) トワイライトルームについて

トワイライトルーム実施は、市民の混乱を招き、今後の学童保育の存続に大きく影響を与えるものです。

トワイライトルームの実施は中止し、学童保育の歴史と実績を重視して、今ある学童保育施策を優先的に充実させるよう市へ強く上申して下さい。

(4) 子ども・子育て支援新制度の実施にともない、10月8日に交付された『放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』に添った運営ができるよう、市が学童保育に全面的に責任を持つよう、強く上申して下さい。

- ①防犯、防火・防災対策として各学童保育所に必要な防犯、防災、防火用品（具体的には消火器等）を市が責任をもって設置して下さい。
- ②非常災害時における備蓄品を、市が責任をもって設置して下さい。

2. 以下の項目について、区として新たに検討・実施して下さい。

- (1) 「就学時健診」及び「入学説明会」での学童保育に関する情報提供として校内での案内チラシ配布や入学説明会、またはその前後の時間を使って学童保育所の説明がすべての小学校で実施できるように学校、校長会などに働きかけて下さい。
 - *現状、各学童保育所が個別に学校に依頼しており、実現しているところとそうでないところがあります。
 - *他区では、校長会に依頼していただいている実績があります。
- (2) 警報発令時（避難勧告）等に児童の安全が確保されるよう、各学校の対応を確認、徹底して下さい。

《事例》これまでに警報発令時における各小学校の対応がまちまちであったため、学童在籍児童が危険な状況におかれた事例があります。
- (3) 毎年、「救急法講習会」「おやつづくり研修会」を開催して下さい、ありがとうございます。前述研修に加え、非常災害時対応等の講習会を実施して下さい。
- (4) 入所対策へのご協力をお願いします。
 - ①子ども青少年局発行の学童保育案内書を外国籍卒園児に対応して、英語・ポルトガル語・中国語などで作成・配布して下さい。
 - ②小学生や就学前の子どもがいる世帯が区外から港区に転入する場合、学童保育所の案内チラシを手渡すか、チラシの存在を知らせてください。
 - ③港区のウェブサイトにて区内の学童保育所の紹介をいただくとともに、各学童保育所のホームページへのリンクを設定していただき、ありがとうございます。今後も学童保育所をPRするために、港区のホームページの内容を充実させてください。
- (5) 不審者情報を迅速にFAXにて発信していただき、ありがとうございます。同時に、登録指導員へのメールによる配信のご検討もお願いいたします。より迅速に情報共有が可能になります。

3. 以下の項目について区として継続実施して下さい。

- (1) 図書券の支給。
- (2) 区主催での年2回以上の研修会の実施。
- (3) 土地確保の際、趣旨説明等の援助。
- (4) 問題別（移転など）に、必要に応じた懇談。
- (5) 学童保育所へ年1回の視察。

お忙しいこととは思いますが継続的なものとなるようお願いいたします。
- (6) 運営等に関し、調査又は現場視察等がある場合は事前の通知。
- (7) 不審者情報の迅速な発信と徹底。
- (8) 子ども青少年局発行の学童案内書の裏面に各学童の名称・住所・電話番号を掲載。
- (9) 上記案内書を区内の保育園・幼稚園の卒園児に配布。
- (10) 港区学童保育連絡協議会作成の学童保育案内パンフレット等を区役所等の公的施設での配布活用。

*2013年度に確認された各学童のより詳細なパンフ設置、ありがとうございました。本件も継続し、該当者への案内をお願いします。
- (11) 保育園園長会へ入所募集活動等の仲介、援助。
- (12) 港区学童保育連絡協議会主催の「港区学童保育合同運動会」の後援。
- (13) 区連協又は実行委員会主催による企画（まつり・学習会等）のポスター等を区役所内に掲示。
- (14) 「広報なごや」へ留守家庭児童育成会（学童保育）入会の案内や、土地確保のための情報提供案内の、年2回（9月、2月）の掲載。